○農林水産省告示第千七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十二月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡七ヶ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　解除に係る保安林の所在場所　宮城県刈田郡七ヶ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百七十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十一年十一月十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十二月八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第P—606号	油吸着材	タフネルオイルブロッター AR—65N	サンレックス工業株式会社	三重県四日市市朝明町1番地
第P—607号	〃	タフネルオイルブロッター AR—50N	〃	〃

○国土交通省告示第千二百七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年十一月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4964号	探照灯	LT—32	日本船燈株式会社	埼玉県吉川市大字高久555番地

○国土交通省告示第千二百七十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年十一月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F—401号	仕切り電線貫通部（A60級）	ブラシールNF—93（A—60級・100mm長）	日東化成工業株式会社	大阪府大阪市阿倍野区播磨町1丁目24番24号
第F—402号	仕切り電線貫通部（A30級）	ブラシールNF—93（A—30級・100mm長）	〃	〃

○国土交通省告示第千二百七十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年十一月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4965号	第一種衛星航法装置	JLR—7500	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀5丁目1番1号
第4966号	〃	JLR—7800	〃	〃

○国土交通省告示第千二百七十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十一年十一月十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4743号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	TK—5200型	高階救命器具株式会社	膨脹装置にオプションを追加
第4746号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	TK—2210（6F）	〃	〃

○関東地方整備局告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十一年十二月八日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　三鷹都市計画公園事業第八・五・一号及び武蔵野都市計画公園事業第八・五・一号井の頭公園

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都三鷹市下連雀一丁目地内

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都三鷹市下連雀一丁目地内

○北陸地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月八日

北陸地方整備局長　前川　秀和